

行審第35号
令和(2019)年12月18日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県行政不服審査会
会長 塚本 純

実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項に係る意見について

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第7条第2項第9号の規定に係る令和元(2019)年10月7日付け国医第308号で意見を求められた標記の件については、個人情報の利用及び提供を行うことが必要であると認められます。

ただし、個人情報の提供に当たっては、提供を行う際の安全管理措置に十分な注意を払うとともに、提供先においても実施機関と同等の安全管理措置が講じられるよう、提供先に対して必要かつ適切な助言を行うよう配慮願います。

(参考)

栃木県個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に係る
個人情報の利用及び提供の制限に関する適用除外事項について

個別事項

個人情報取扱事務の名称	利用及び提出先	利用及び提供する個人情報の内容	提供する理由又は必要性等
国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る第三者行為求償事務に関する情報提供事務	利用 国保医療課 提供先 (1)市町国保主管課 (宇都宮市を除く) (2)栃木県後期高齢者医療広域連合	第三者行為被害者の 氏名、住所、生年月 日	第三者行為事案の場合、被保険者に義務付けられている以下の保険者への届出については、被保険者自らによる届出が行われていない実情があることから、保険者が本来の適正な保険給付を行うため、第三者行為事案の被害者情報を提供することは、公益上の必要性がある。 (1)国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の6による市町への届出 (2)高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第46条による栃木県後期高齢者医療広域連合への届出